

市会議案第7号

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する
計画を認定しないよう求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年6月29日提出

吹田市議会議員 山根 建人

同 西岡 友和

同 玉井美樹子

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する 計画を認定しないよう求める意見書（案）

本年4月27日、大阪府及び大阪市は、夢洲へのIR（カジノを含む統合型リゾート施設）誘致を進めるため、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画を国土交通省に申請した。

申請に先立ち、大阪府及び大阪市は、区域整備計画案を昨年12月に公表したが、府政だよりにおいて府民に計画案を周知することもなく、また、住民説明会や公聴会についても合計11回の開催にとどまるなど、府民への説明は甚だ不十分である。さらに、公聴会においては、IR誘致に対する反対意見が大半を占める結果となり、周辺住民の合意は全く得られていないと言える。

また、2019年（令和元年）12月に大阪府が作成した大阪IR基本構想において、カジノ収益は約3,800億円とされていたにもかかわらず、今回申請された区域整備計画では、約4,200億円に大きく変更されており、その変更となる収益の根拠も示されておらず、過大な計画であると言わざるを得ない。

公費負担についても、大阪市は、昨年12月、IR建設予定地の土壌改良に約790億円を負担することを決定しているが、さらに、大阪府及び大阪市と事業者が締結した基本協定には、今後予測される地盤沈下に莫大な費用を公費で負担する可能性が示されている。夢洲のインフラ整備費用は既に当初の想定額から大きく膨らみ、関連事業である淀川左岸線の2期工事も上振れが公表されるなど、今後、大阪府や大阪市等で際限なく膨らむ財政負担による府民等の生活への悪影響は避けられない。

IRの中核であるカジノ事業そのものについても、参考人として大阪市会の委員会に出席したIR事業者の代表自身が、カジノによるギャンブル依存症発生のリスクの存在を認めており、IR整備によるギャンブル依存症のリスクの高まりと同時に、治安の悪化等への周辺住民の不安は大きなものである。

このような様々な問題が発生している現状において、本計画を認定することは、大阪府などの将来に禍根を残すことになりかねない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、大阪府及び大阪市が申請した大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画を認定しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

吹 田 市 議 会